

## 随意契約理由書

件名	神戸市営地下鉄西神・山手線3駅エスカレーター整備	
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 兵庫支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、神戸市営地下鉄西神・山手線の大倉山駅、湊川公園駅、西神南駅に設置しているエスカレーターの機器の保全を図り、駅利用者の安全を確保するために整備を行う。また、利用者に応じて低速運転を実現し、エスカレーターの省エネ性能を向上させるためにインバーター化による速度切替機能の追加を行う。</p> <p>本業務の取替部品は当該機器の主要な構成部品で、他の昇降機メーカーのエスカレーターとは構造が異なるため互換性がなく、構成部品を調達できるのは当該エスカレーターの製造会社である上記業者のみである。また、施工に必要な制御や構造に関する詳細な情報はエスカレーターの製造会社しか知り得ないため、各部位の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能及び品質を保証できるのは製造会社である上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄総部施設課設備係	(電話番号 984-0178)